

# 静岡産業大学学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、本学園創立の精神に基づく人間教育を行い、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養すると共に深く専門学術の理論および応用を教授研究することにより、高邁な識見と実践力に富む人材を育成し、地域産業の振興と地方文化の発展に貢献することを目的とする。

## 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

### (学部学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
経営学部	経 営 学 科	200人	10人	820人
	スポーツ経営学科	200人	—	800人
	心 理 経 営 学 科	70人	—	280人
	計	470人	10人	1,900人

### (教育研究上の目的)

第2条の2 本学の学部及び学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

2 経営学部は、経営理論を学ぶことにより、今日の企業経営における組織運営の原理原則、組織の効率性等の専門的知識を修得し、さらには実践的な学習を通して経営感覚とマネジメント能力を身につけ、広くあらゆる組織の運営に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(1) 経営学科は、多様化・複雑化する現代の企業経営に関する「理論的学習」と産業界との連携による「実践的学習」により、実際のビジネスの現場で応用し活用できる能力を修得するとともに、人格的に優れ、ビジネス感覚と幅広い教養を身につけた次世代のビジネスリーダーを育成することを目的とする。

(2) スポーツ経営学科は、「人づくり」「まちづくり」におけるスポーツの果たす役割の重要性を認識し、スポーツと経営に関する理論的・実践的な学習により専門的能力を養い、経営感覚とスポーツの両面に優れ、将来広くスポーツ関連産業や地域における

スポーツ指導の担い手となる有為な人材を育成することを目的とする。

- (3) 心理経営学科は、心理と経営に関する理論的・実践的な学習により、消費者心理を理解し、それをマーケティング活動に応用し企業の成果に結びつけることができる能力を養うとともに、企業組織やスポーツ団体における人間関係のストレス問題の解決に、心理学的手法を用いて貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第3条 学部の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第12条（編入学）から第12条の3（再入学）までの規定により入学した学生は、第12条の4（編入学等の場合の取扱い）の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、授業期間については、年度毎に定める学年暦によるものとする。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業日の期間は、年度毎に定める学年暦によるものとする。

日 曜 日

創立記念日 5月25日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、休業日に授業を行うことができる。

#### 第4章 入学、退学及び休学

##### (入学の時期)

第7条 入学及び編入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、後期に入学させることができる。

##### (入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

##### (入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の書類の提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、静岡産業大学入学試験要項（以下「入学試験要項」という。）に定める。

##### (入学者の選考)

第10条 入学者の選考は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 前条の入学志願者については、入学試験要項に定める方法により選考し、全学入試委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出すると共に所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第12条 本学への編入学を志願する者があるときは、第2条(学部学科及び学生定員)に定める編入学定員の他は、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は3年次または2年次に入学を許可することができる。

2 編入学について必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第12条の2 他の大学に在学している者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第12条の3 第13条(退学)の規定による退学者及び第17条(除籍)第3号の規定による除籍者が同一学部にて再入学を願い出たときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第12条の4 前3条の規定により入学を許可された者の卒業に要する授業科目及び単位数並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第14条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は前期または後期を区分とし、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第3条（修業年限及び在学年限）第2項の在学年限に算入しない。

（復学）

第16条 休学期間を満たした者は、学長の許可を得て復学することができる。

（転学部及び転学科）

第16条の2 学生が他の学部に転学部または同一学部の他の学科に転学科の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、教育上支障がない場合に限り、別に定めるところにより選考の上、教授会の意見を聴き、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により転学部または転学科した者の卒業に要する授業科目及び単位数並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の意見を聴き、学長が決定する。

（留学）

第16条の3 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学等に留学し学修することを認めることができる。

- 2 留学について必要な事項は、別に定める。

（除籍）

第17条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- (1) 第3条（修業年限及び在学年限）第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第15条（休学の期間）第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第18条 授業科目を分けて、基礎教育科目、専門教育科目とする。

- 2 授業科目の種類、単位数等は、別表1のとおりとする。

第18条の2 削除

（保育士養成課程）

第18条の3 児童福祉法による保育士資格を取得しようとする者は、同法及び同法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

- 2 保育士に関する科目及び単位数は、別表2「保育士に関する科目」に定める。
- 3 保育士養成課程の履修に関して必要な事項は、別に定める。

(授業期間)

第19条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の試験に関して必要な事項は、別に定める。

(学習の評価)

第22条 試験等の評価はA、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

(放送大学)

第23条 放送大学との単位互換契約に基づき、放送大学で修得した単位については、本学において修得したものと認定することができる。

(他の学部における授業科目の履修等)

第23条の2 教育上有益と認めるときは、他学部との協議に基づき、学生に他学部の授業科目を履修させることができる。他学部の履修について必要な事項は、別に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他大学（第23条の放送大学を含む。）または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみな

すことができる。

- 2 前項の規定は、第16条の3（留学）に基づき外国の大学等に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の意見を聴き、本学に入学した後、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該学部教授会の意見を聴き、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条第1項及び第25条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第27条 削除

## 第6章 卒業

（卒業の必要単位数）

第28条 本学を卒業するためには、別表1に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

（卒業及び学士）

第29条 本学に4年（第12条（編入学）から第12条の3（再入学）までの規定により入学した者については、第12条の4（編入学等の場合の取扱い）の規定に定められた在学すべき年数）以上在学し、前条に定める単位数を修得した者については、当該学部教授会

の意見を聴き、学部長が当該学科の課程を修了したことを認定し、学長が卒業を認証する。

2 卒業した者には学士の学位を授与し、学位記に専攻分野を下記のとおり付記する。

経営学部	経営学科	学士（経営学）
	スポーツ経営学科	学士（スポーツ経営学）
	心理経営学科	学士（心理経営学）

3 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、前期末とすることができる。

## 第7章 授業料等納付金

(納付金の額)

第30条 授業料、施設設備費（以下「授業料等」という。）、入学金及び入学検定料の額は、別に定める。

(授業料等の納付)

第31条 授業料等は、前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに納付しなければならない。ただし、新たに入学手続をとる者については、指定期日までに納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第32条 品行が方正であつて成績が優秀と認められる者については、特待生として入学金及び授業料等を減免することができる。

2 前項の特待生の選考等については、別に定める。

(授業料等の延納)

第33条 経済的事由により授業料等の納付が困難と認められる者については、別に定めるところにより、授業料等を延納させることができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第34条 学期の途中で退学しようとする者については、当該学期分の授業料等を納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第35条 休学を許可され、または命ぜられた者の休学期間中の授業料等は徴収しない。ただし、当該期間中、在籍料として各学期ごと60,000円を納付しなければならない。

第36条 削除

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第37条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付



するものとする。

(納付金の返還)

第38条 既納の納付金は、原則として返還しない。

## 第8章 教職員組織

(教職員組織)

第39条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手等の教員、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。職制は別に定める。

2 本学に必要なに応じ副学長、学部長を置くことができる。

## 第9章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第39条の2 大学の運営及び教育研究にかかわる重要事項を審議し、かつ、各学部との連絡・調整を図るため、本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第40条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長が司る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会の構成)

第41条 教授会は、専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

2 教授会が必要と認めるときは、教授会に他の教員及び職員を出席させることができる。

第42条 削除

## 第10章 社会人、外国人留学生及び帰国生徒の入学

### (社会人)

第43条 第8条（入学資格）に該当する入学資格を有する社会人で、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は社会人入学として許可する。社会人入学の選抜方法については、別に定める。

### (外国人留学生)

第44条 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生について、選抜方法その他必要な事項は、別に定める。

### (帰国生徒)

第45条 海外から帰国した生徒で、第8条（入学資格）に定める入学資格があり、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学長は帰国生徒として入学を許可する。

2 帰国生徒について、選抜方法その他必要な事項は、別に定める。

## 第11章 科目等履修生及び特別聴講学生

### (科目等履修生)

第46条 本学の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の意見を聴き、学部長は科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第21条（単位の授与）及び第22条（学習の評価）の規定を準用して単位を与えまたは学習の評価を行うことができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

### (特別聴講学生)

第47条 本学において他の大学（外国の大学を含む。）または短期大学との協議により、当該大学または短期大学の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞 罰

### (表 彰)

第48条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

### (罰 則)

第49条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、別に定める手続きにより、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 罰則の内容は、別に定める。

## 第13章 図 書 館

### (図書館)

第50条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

## 第14章 公 開 講 座

### (公開講座)

第51条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

## 第15章 附 属 機 関

### (総合研究所)

第52条 本学に附属機関として総合研究所を置く。

2 総合研究所に関して必要な事項は、別に定める。

### (経営研究センター)

第52条の2 本学経営学部に附属機関として経営研究センターを置く。

2 経営研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(スポーツ教育研究センター)

第52条の3 本学経営学部附属機関としてスポーツ教育研究センターを置く。

2 スポーツ教育研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(スポーツ医科学研究センター)

第52条の4 本学経営学部附属機関としてスポーツ医科学研究センターを置く。

2 スポーツ医科学研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

第53条 削除

第53条の2 削除

第53条の3 削除

第53条の4 削除

(応用心理学研究センター)

第53条の5 本学経営学部附属機関として応用心理学研究センターを置く。

2 応用心理学研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

第53条の6 削除

## 第16章 学則の改正

(学則の改正)

第54条 この学則の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

## 第17章 雑 則

(細 則)

第55条 この学則の施行に関し、必要な事項は、大学協議会及び各学部教授会の意見を聴き、学長が別に定める。

## 附 則

1 この学則は、平成5年12月21日（文部大臣の認可の日）から施行する。

2 平成6年度から8年度における経営環境学科の収容定員は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成6年度 180人 昼間主コース 140人 夜間主コース 40人

平成7年度 360人 昼間主コース 280人 夜間主コース 80人

平成8年度 570人 昼間主コース 450人（うち編入学30人）

夜間主コース 120人

附 則（平成6年11月22日改正）

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則は、平成7年度以降に入学する者から適用し、平成6年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成7年6月26日改正）

この学則の変更は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年10月31日改正）

この学則の変更は、平成7年11月1日から施行する。ただし、第30条（授業料の額）の改正については、平成8年度以降に入学する者から適用し、平成7年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成8年7月23日改正）

この学則の変更は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月13日改正）

この学則の変更は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年2月9日改正）

この学則の変更は、平成9年12月19日（文部大臣認可の日）から施行する。ただし、第31条（授業料等の納付）の改正については、平成10年4月1日から施行するものとし、別表第1から第3までの改正については、平成10年度以降に入学する者から適用し、平成9年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成10年11月25日改正）

この学則の変更は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日改正）

この学則の変更は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月22日改正）

この学則の変更は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成11年11月24日改正）

- 1 この学則の変更は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は、平成12年度から平成18年度までの間、次のとおりとする。

国際情報学部 国際情報学科

年度	区分	入学定員	編入学定員	収容定員
平成12年度		288 人	3年次 10人	898 人
平成13年度		276	3年次 10	1184
平成14年度		264	3年次 10	1148
平成15年度		252	3年次 10	1100
平成16年度		240	3年次 10	1052
平成17年度		240	3年次 10	1016
平成18年度		240	3年次 10	992

附 則（平成12年 2月23日改正）

この学則の変更は、平成12年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1 の改正については、平成12年度以降に入学する者から適用し、平成11年度以前に入学した者については、別に定める読替規程による。

附 則（平成12年 3月22日改正）

この学則の変更は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則（平成12年 4月26日改正）

- この学則の変更は、平成12年 7月28日（文部大臣認可の日）から施行する。ただし、別表第 1 の改正については、平成13年度以降に入学する者から適用し、平成12年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 第 2 条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、入学定員及び収容定員は、平成13年度から平成18年度までの間、次のとおりとする。

経営学部 経営環境学科 昼間主コース

年度	区分	入学定員	編入学定員	収容定員
平成13年度		94 人	3年次 30人	811 人
平成14年度		91	3年次 30	682
平成15年度		88	3年次 12	532
平成16年度		85	3年次 12	382
平成17年度		85	3年次 12	373
平成18年度		85	3年次 12	367

附 則（平成12年 9 月27日改正）

この学則の変更は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月21日改正）

この学則の変更は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 5 月23日改正）

この学則の変更は、平成13年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成14年 2 月27日改正）

この学則の変更は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月20日改正）

この学則の変更は、平成14年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正については、平成14年度以降に入学する者から適用し、平成13年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成14年 5 月29日改正）

この学則の変更は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 1 月22日改正）

この学則の変更は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月19日改正）

この学則の変更は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 9 月24日改正）

- 1 この学則の変更は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成16年度から平成18年度までの間、次のとおりとする。

経営学部 経営環境学科

年度 区分	収 容 定 員	
	昼間主コース	夜間主コース
平成16年度	397 人	48 人
平成17年度	403	32
平成18年度	412	16

経営学部 情報マネジメント学科

年度 区分	収 容 定 員	
	昼間主コース	夜間主コース
平成16年度	541 人	72 人
平成17年度	566	48
平成18年度	591	24

附 則（平成16年2月25日改正）

この学則の変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月17日改正）

この学則の変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日改正）

- この学則の変更は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1、第2及び第5の改正については、平成17年度以降に入学する者から適用し、平成16年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 第2条（学部学科専攻及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成17年度から平成19年度までの間、次のとおりとする。

経営学部 経営環境学科・情報マネジメント学科

年度 区分	経営環境学科収容定員		情報マネジメント学科収容定員	
	昼間主コース	夜間主コース	昼間主コース	夜間主コース
平成17年度	291 人	32 人	403 人	48 人
平成18年度	188	16	265	24
平成19年度	100	0	145	0

経営学部 経営学科・スポーツ経営学科

年度 区分	経営学科収容定員		スポーツ 経営学科 収容定員
	経営環境専攻	情報マネジメント専攻	
平成17年度	60 人	80 人	120 人
平成18年度	120	160	240
平成19年度	180	240	360



国際情報学部 国際情報学科

年度	区分	編入学定員	収容定員
平成17年度		3年次 10人	776 人
平成18年度		3年次 10	512
平成19年度		—	250

情報学部 情報デザイン学科・国際情報学科

年度	収容定員	
	情報デザイン学科	国際情報学科
平成17年度	140 人	100 人
平成18年度	280	200
平成19年度	426	304

附 則（平成18年 2月24日改正）

この学則の変更は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成18年11月22日改正）

この学則の変更は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 1月24日改正）

この学則の変更は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 2月21日改正）

この学則の変更は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成20年 3月19日改正）

この学則の変更は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成20年 5月28日改正）

この学則の変更は、平成20年 4月 1日から適用する。

附 則（平成21年 3月18日改正）

- 1 この学則の変更は、平成21年 4月 1日から施行する。ただし、第30条（納付金の額）の改正については、平成22年度以降に入学する者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、平成22年度以降に編入学、転入学及び再入学をする者に係る納付金の額は、当該者の入学する年次の在学生の例による。

附 則（平成21年 5月27日改正）

この学則の変更は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則（平成21年9月30日改正）

この学則の変更は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日改正）

- 1 この学則の変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成22年度から平成24年度までの間、次のとおりとする。

年度 区分	経営学部収容定員		
	経営学科	スポーツ経営学科	計
平成22年度	540 人	502 人	1,042 人
平成23年度	520	524	1,044
平成24年度	498	544	1,042

附 則（平成22年5月26日改正）

この学則の変更は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年10月29日改正）

この学則の変更は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この学則の変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の変更は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び第2の改正については、平成24年度以降に入学する者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 第2条（学部学科専攻及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成24年度から平成26年度までの間、次のとおりとする。

経営学部 経営学科・スポーツ経営学科・心理経営学科

年度 区分	経営学部収容定員			
	経営学科	スポーツ経営学科	心理経営学科	計
平成24年度	458 人	524 人	60 人	1,042 人
平成25年度	396	524	120	1,040
平成26年度	356	504	180	1,040

附 則（平成24年5月30日改正）

この学則の変更は、平成24年5月30日から施行する。

附 則（平成25年3月27日改正）

この学則の変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日改正）

- 1 この学則の変更は平成26年4月1日から施行する。ただし、第30条（納付金の額）の改正については、平成27年度以降に入学する者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、平成27年度以降に編入学、転入学及び再入学をする者に係る納付金の額は、当該者の入学する年次の在学生の例による。

附 則（平成27年3月25日改正）

この学則の変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月27日改正）

この学則の変更は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月30日改正）

- 1 この学則の変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成28年度から平成30年度までの間、次のとおりとする。

経営学部

年度 区分	経営学部 収容定員			
	経営学科	スポーツ経営学科	心理経営学科	計
平成28年度	328 人	504 人	252 人	1,084 人
平成29年度	340	524	264	1,128
平成30年度	352	544	274	1,170

情報学部

年度 区分	情報学部 収容定員		
	情報デザイン学科	国際情報学科	計
平成28年度	548 人	386 人	934 人
平成29年度	524	364	888
平成30年度	504	344	848

附 則（平成29年3月29日改正）

この学則の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日改正）

この学則の変更は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第41条（教授会の講成）第1項の改正については、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年2月14日改正）

この学則の変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日改正）

- 1 この学則の変更は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条（学部学科及び学生定員）、第2条の2（教育研究上の目的）、第18条（授業科目）、第18条の2（教職課程）、第28条（卒業の必要単位数）及び第29条（卒業及び学士）の改正については、平成31年度以降に入学する者から適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 情報学部情報デザイン学科及び国際情報学科は、平成30年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学した者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第2条（学部学科及び学生定員）の規定にかかわらず、収容定員は、平成31年度から平成33年度までの間、次のとおりとする。

経営学部

年度 区分	経営学部 収容定員			
	経営学科	スポーツ経営学科	心理経営学科	計
平成31年度	482 人	622 人	282 人	1,386 人
平成32年度	600	680	280	1,560
平成33年度	710	740	280	1,730

情報学部

年度 区分	情報学部 収容定員		
	情報デザイン学科	国際情報学科	計
平成31年度	364 人	244 人	608 人
平成32年度	244	164	408
平成33年度	122	82	204

別表1 (第18条・第28条)

## 経営学部授業科目一覧表

## 基礎教育科目 (学科共通)

系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
基礎 科目	基礎ゼミナール A	2		8 単位選択必修
	基礎ゼミナール B	2		
基 礎 教 育	倫 理 学		2	
	歴 史 学		2	
	宗 教 と 哲 学 A		2	
	宗 教 と 哲 学 B		2	
	文 学		2	
	言 語 学		2	
	文 化 学		2	
	スポーツの歴史と文化		2	
	ス ポ ー ツ 文 化 論		2	
	ス ポ ー ツ 人 類 学		2	
教 養	ダ ン ス と 教 育		2	
	社 会 科 学 入 門		2	
	社 会 学 A		2	
	社 会 学 B		2	
	国 際 関 係 論		2	
	国 際 政 治 論		2	
	日 本 国 憲 法		2	
	法 学 概 論 A		2	
	法 学 概 論 B		2	
	心 理 学		2	
科 目	心 理 学 概 論		2	
	認 知 心 理 学		2	
	青 年 心 理 学		2	
	ス ポ ー ツ と こ こ ろ		2	
	科 学 史		2	
	基 礎 数 学		2	
	基 礎 統 計 学		2	
	生 命 科 学 A		2	
	生 命 科 学 B		2	
	I T 概 論 A		2	
I T 概 論 B		2		
目	コンピュータデザイン基礎 I		2	
	コンピュータデザイン基礎 II		2	
	コミュニケーションと音声表現		2	
	コミュニケーションと文章表現		2	
	教 養 講 座 A		2	
	教 養 講 座 B		2	
	教 養 講 座 C		2	
特 別 共 同 講 義		2		

系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
基 礎 教 養 科 目	健 康 と ス ポ ー ツ A		1	1 2 単 位 選 択 必 修 ※ 日 本 語 I - 1、 日 本 語 I - 2、 日 本 語 II - 1、 日 本 語 II - 2、 日 本 語 文 章 表 現 1、 日 本 語 文 章 表 現 2 は 留 学 生 用
	健 康 と ス ポ ー ツ B		1	
	運 動 健 康 論		2	
	高 大 連 携 プ ロ ジ ェ ク ト A		2	
	高 大 連 携 プ ロ ジ ェ ク ト B		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 A		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 B		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 C		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 D		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 E		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 F		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 G		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 H		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 I		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 J		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 K		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 L		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 M		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 N		2	
	ビ ジ ネ ス 資 格 講 座 O		2	
	ス ポ ー ツ 資 格 講 座 A		2	
	ス ポ ー ツ 資 格 講 座 B		4	
	ス ポ ー ツ 資 格 講 座 C		4	
	ス ポ ー ツ 資 格 講 座 D		2	
	ス ポ ー ツ 資 格 講 座 E		2	
	英 語 I - 1		2	
	英 語 I - 2		2	
	英 会 話 I - 1		2	
	英 会 話 I - 2		2	
	中 国 語 I - 1		2	
	中 国 語 I - 2		2	
	ハ ン グ ル I - 1		2	
	ハ ン グ ル I - 2		2	
	日 本 語 I - 1		2	
日 本 語 I - 2		2		
英 語 II - 1		2		
英 語 II - 2		2		
英 会 話 II - 1		2		
英 会 話 II - 2		2		
中 国 語 II - 1		2		
中 国 語 II - 2		2		
ハ ン グ ル II - 1		2		
ハ ン グ ル II - 2		2		
日 本 語 II - 1		2		
日 本 語 II - 2		2		

系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考	
		必 修	選 択		
基 礎 教 育 科 目	教 養 科 目	英 語 III - 1		2	
		英 語 III - 2		2	
		ビ ジ ネ ス 英 語		2	
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 英 語		4	
		ア メ リ カ 論		2	
		中 国 論		2	
		中 東 地 域 論 A		2	
		中 東 地 域 論 B		2	
		国 際 理 解 A		2	
		国 際 理 解 B		2	
		日 本 語 文 章 表 現 1		2	
		日 本 語 文 章 表 現 2		2	

専門教育科目（学科共通）

系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考	
		必 修	選 択		
専 門 教 育 科 目	専 学	経 営 学 入 門	2		8 単 位 選 択 必 修
		簿 記 原 理 I - 1	2		
		簿 記 原 理 I - 2	2		
		情 報 基 礎 演 習 A	2		
		情 報 基 礎 演 習 B	2		
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン 入 門	2		
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン 実 践	2			
	門 科	経 営 学 総 論 A		2	
		経 営 学 総 論 B		2	
		会 計 学 入 門		2	
		商 学 入 門		2	
		経 済 学 入 門		2	
		ス ポ ー ツ 科 学 入 門		2	
		心 理 学 入 門		2	
		経 済 原 論 A		2	
		経 済 原 論 B		2	
		情 報 処 理 演 習 A		2	
		情 報 処 理 演 習 B		2	
		プ ロ グ ラ ミ ン グ I		2	
		プ ロ グ ラ ミ ン グ II		2	
		組 織 論		2	
		人 事 管 理 論		2	
		人 間 関 係 論		2	
		経 営 管 理 論		2	
		意 思 決 定 論		2	
	生 産 管 理 論		2		
	中 小 企 業 論		2		
	経 営 戦 略 論		2		
	情 報 経 営 論		2		
	教 共 通 科 科	国 際 経 済 学 A		2	
		国 際 経 済 学 B		2	
		日 本 経 済 論		2	
		経 済 統 計		2	
		経 営 統 計 学 A		2	
		経 営 統 計 学 B		2	
		地 域 学		2	
		民 法 A		2	
		民 法 B		2	
		会 社 法		2	
		ビ ジ ネ ス 関 連 法		2	
		行 政 法		2	
		社 会 福 祉 論 A		2	
社 会 福 祉 論 B			2		
リ ー ダ ー シ ッ プ 論			2		
中 国 ビ ジ ネ ス 論			2		
ア ジ ア ビ ジ ネ ス 論			2		
				学 科 共 通 科 目 群 よ り 1 6 単 位 選 択 必 修	



系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考	
		必 修	選 択		
専 門 教 育 科 目	外 国 書 講 読 A		2		
	外 国 書 講 読 B		2		
	職 業 指 導		2		
	ス ポ ー ツ I		1		
	ス ポ ー ツ II		1		
	ス ポ ー ツ III		1		
	ス ポ ー ツ IV		1		
	ス ポ ー ツ V		1		
	ス ポ ー ツ VI		1		
	ス ポ ー ツ VII		1		
	ス ポ ー ツ VIII		1		
	ス ポ ー ツ IX		1		
	ス ポ ー ツ X		1		
	ス ポ ー ツ XI		1		
	映 像 コ ン テ ン ツ 基 礎		2		
	映 像 コ ン テ ン ツ 応 用		2		
	ア ニ メ ー シ ョ ン 基 礎		2		
	ア ニ メ ー シ ョ ン 応 用		2		
	コ ン テ ン ツ 文 化 論		2		
	コ ン テ ン ツ 制 作 論		2		
	社 会 実 践 講 座 A		2		
	社 会 実 践 講 座 B		2		
	キ ャ リ ア デ ザ イン 演 習 A		2		
	キ ャ リ ア デ ザ イン 演 習 B		2		
	キ ャ リ ア デ ザ イン 演 習 C		2		
	イ ン タ ー ン シ ッ プ A		2		
	イ ン タ ー ン シ ッ プ B		2		
	経 営 特 別 講 座 A		2		
	経 営 特 別 講 座 B		2		
	経 営 特 別 講 座 C		2		
	経 営 特 別 講 座 D		2		
	経 営 特 別 講 座 E		2		
	経 営 特 別 講 座 F		2		
	経 営 特 別 講 座 G		2		
	経 営 特 別 講 座 H		2		
	海 外 研 究 A		2		
	海 外 研 究 B		2		
	海 外 研 究 C		2		
	海 外 研 究 D		2		
	ゼ ミ ナ ー ル 等	プ ロ ジ ェ ク ト ゼ ミ ナ ー ル A			2
		プ ロ ジ ェ ク ト ゼ ミ ナ ー ル B			2
		プ ロ ジ ェ ク ト ゼ ミ ナ ー ル C			2
	プ ロ ジ ェ ク ト ゼ ミ ナ ー ル D		2		
	専 門 ゼ ミ ナ ー ル A		2		
	専 門 ゼ ミ ナ ー ル B		2		
	卒 業 研 究		4		

経営学科専門科目

系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
専 門 教 育 科 目	環 境 経 営 論		2	経営学科専門科目群より 20単位選択必修
	地 域 の 経 営 学		2	
	ものづくりビジネス論		2	
	ビ ジ ネ ス ゲ ー ム		2	
	経 営 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン		2	
	ベ ン チ ャ ー 企 業 論		2	
	経 営 分 析		2	
	環 境 経 済 学		2	
	地 域 経 済 学		2	
	公 共 経 済 学		2	
	コーポレート・ファイナンス論		2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論		2	
	観 光 マ ー ケ テ ィ ン グ		2	
	流 通 シ ス テ ム 論		2	
	国 際 経 営 論 A		2	
	国 際 経 営 論 B		2	
	国 際 マ ー ケ テ ィ ン グ 論		2	
	販 売 情 報 シ ス テ ム 論		2	
	イ ン タ ー ネ ッ ト マ ー ケ テ ィ ン グ		2	
	原 価 計 算 論 I - 1		2	
	原 価 計 算 論 I - 2		2	
	簿 記 原 理 II - 1		2	
	簿 記 原 理 II - 2		2	
	財 務 諸 表 論 A		2	
	財 務 諸 表 論 B		2	
	財 務 管 理 論		2	
	管 理 会 計 論 A		2	
	管 理 会 計 論 B		2	
	銀 行 論		2	
	上 級 簿 記 A		2	
	上 級 簿 記 B		2	
	上 級 簿 記 C		2	
	上 級 簿 記 D		2	
	税 務 会 計		4	
	公 共 情 報 シ ス テ ム 論		2	
	デ ジ タ ル メ デ ィ ア 演 習		2	
	イ ン タ ー ネ ッ ト 演 習		2	
	経 営 情 報 シ ス テ ム 論 A		2	
	経 営 情 報 シ ス テ ム 論 B		2	
	ネ ッ ト ワ ー ク 技 術		2	
情 報 セ キ ュ リ テ ィ 論		2		
国 際 金 融 論		2		
経 営 史 A		2		
経 営 史 B		2		

系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考	
		必 修	選 択		
専 門 教 育 科 目	経 営 学 科 専 門 科 目	環 境 社 会 論		2	
		地 方 自 治 論 A		2	
		地 方 自 治 論 B		2	
		ま ち づ く り 論 I		2	
		ま ち づ く り 論 II		2	
		ま ち づ く り 論 III		4	
		農 業 政 策 論		2	
		N P O 論		2	

スポーツ経営学科専門科目

系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
専 門 教 育 科 目	ス ポ ー ツ 社 会 学		2	スポーツ経営学科専門科目群 より20単位選択必修
	ス ポ ー ツ 経 営 学		2	
	ス ポ ー ツ マ ネ ジ メ ン ト 論		2	
	地 域 ス ポ ー ツ 経 営 論		2	
	ス ポ ー ツ マ ー ケ テ ィ ン グ		2	
	ス ポ ー ツ 用 品 論		2	
	ス ポ ー ツ 産 業 論		2	
	ス ポ ー ツ ジ ャ ー ナ リ ズ ム 論		2	
	ス ポ ー ツ 指 導 論		2	
	コ ー チ ン グ 論		2	
	ラ イ フ ス テ ー ジ 運 動 論		2	
	ジ ュ ニ ア ス ポ ー ツ 指 導 法		2	
	ジ ュ ニ ア ス ポ ー ツ 指 導 演 習		2	
	運 動 生 理 学		2	
	運 動 生 理 学 演 習		2	
	運 動 学		2	
	運 動 学 演 習		2	
	機 能 解 剖 学		2	
	ス ポ ー ツ 栄 養 学 A		2	
	ス ポ ー ツ 栄 養 学 B		2	
	ス ポ ー ツ 統 計 学		2	
	ス ポ ー ツ 心 理 学		2	
	ス ト レ ス と 健 康 の 科 学		2	
	ス ポ ー ツ バ イ オ メ カ ニ ク ス		2	
	ス ポ ー ツ 医 学 A		2	
	ス ポ ー ツ 医 学 B		2	
	救 急 処 置 法		2	
	ト レ ー ナ ー 概 論		2	
	テ ー ピ ン グ 演 習		2	
	運 動 プ ロ グ ラ ム 概 論		2	
	コ ン デ ィ シ ョ ニ ン グ 論		2	
	ト レ ー ニ ン グ 演 習		2	
	認 知 動 作 型 ト レ ー ニ ン グ 論		2	
	フ ィ ッ ト ネ ス 概 論		2	
エ ア ロ ビ ッ ク 概 論		2		
エ ア ロ ビ ッ ク 演 習		2		
健 康 管 理 概 論		2		
学 校 保 健 I		2		
学 校 保 健 II		2		
公 衆 衛 生 学 A		2		
公 衆 衛 生 学 B		2		
地 域 と 健 康		2		
こ だ も の 身 体 の 発 育 発 達		2		

系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
専 門 教 育 科 目	ス ポ ー ツ 保 育 1		2	
	ス ポ ー ツ 保 育 2		2	
	こ だ も の ス ポ ー ツ 遊 び 1		2	
	こ だ も の ス ポ ー ツ 遊 び 2		2	
	ス ポ ー ツ 保 育 指 導 法 1		2	
	ス ポ ー ツ 保 育 指 導 法 2		2	
	ス ポ ー ツ 保 育 指 導 法 3		2	
	ス ポ ー ツ 保 育 実 習		1	
	ジ ュ ニ ア ス ポ ー ツ 実 習		1	
	音 楽 基 礎		1	
	保 育 原 理		2	
	子 だ も 家 庭 福 祉		2	
	子 育 て 支 援		2	
	社 会 的 養 護 I		2	
	保 育 者 論		2	
	子 だ も 家 庭 支 援 論		2	
	保 育 内 容 I (人 間 関 係)		2	
	保 育 内 容 II (環 境)		2	
	保 育 内 容 III (言 語)		2	
	保 育 内 容 IV (表 現)		2	
	保 育 内 容 V		2	
	音 楽 (実 技 A)		1	
	音 楽 (実 技 B)		1	
	リ ト ミ ッ ク		2	
	図 画 工 作		1	
	国 語 I		2	
	教 育 制 度 論		2	
	障 害 者 福 祉 論		2	
	地 域 福 祉 論		2	
	こ だ も 文 学 論		2	
特 別 支 援 教 育 総 論		2		
発 達 障 が い 者 教 育 総 論		2		

心理経営学科専門科目

系 列	授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
専 門 教 育 科 目	社 会 心 理 学		2	心理経営学科専門科目群より 20単位選択必修
	組 織 心 理 学		2	
	心 理 学 研 究 法		2	
	消 費 者 心 理 学		2	
	ブ ラ ン ド 戦 略		2	
	マ ス コ ミ 論		2	
	広 告 心 理 学		2	
	説 得 の 心 理 学		2	
	モ チ ベ ー シ ョ ン の 心 理 学		2	
	集 団 の 心 理 学		2	
	産 業 カ ウ ン セ リ ン グ 概 論		2	
	産 業 カ ウ ン セ リ ン グ 演 習		2	
	社 会 心 理 学 演 習		2	
	性 格 心 理 学		2	
	心 理 療 法 概 論		2	
	心 理 カ ウ ン セ リ ン グ 概 論		2	
	心 理 カ ウ ン セ リ ン グ 演 習		2	
	心 理 検 査 法		2	
	健 康 心 理 学		2	
	応 用 心 理 学 概 論		2	
	発 達 心 理 学		2	
	こ ど も の 心 理 学		2	
	臨 床 心 理 学		2	
	心 理 学 基 礎 実 験		2	
	シ ス テ ム デ ザ イン 基 礎		2	
	シ ス テ ム デ ザ イン 応 用		2	
	コ ン テ ン ツ デ ザ イン I		2	
	コ ン テ ン ツ デ ザ イン II		2	
	w e b デ ザ イン 論 I		2	
	w e b デ ザ イン 論 II		2	
グ ラ フ ィ ッ ク デ ザ イン 基 礎 I		2		
グ ラ フ ィ ッ ク デ ザ イン 基 礎 II		2		
視 覚 表 現 技 術		2		
グ ラ フ ィ ッ ク デ ザ イン 応 用 I		2		
グ ラ フ ィ ッ ク デ ザ イン 応 用 II		2		

別表2（第18条の3）

## 保育士に関する科目一覧表

系列	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
保育士に関する科目	教育原理（保育）		※2	
	子ども家庭支援の心理学		※2	
	子どもの保健		※2	
	子どもの健康と安全		※2	
	こどもと食育		※2	
	教育課程論Ⅰ		※2	
	保育内容総論		※2	
	乳児保育Ⅰ		※2	
	乳児保育Ⅱ		※1	
	障がい児保育		※2	
	社会的養護Ⅱ		※2	
	保育相談支援		※2	
	保育実習Ⅰ（保育所）		※2	
	保育実習Ⅰ（施設）		※2	
	保育実習指導Ⅰ		※2	
	保育・教職実践演習		※2	
	保育実習Ⅱ（保育所）		2	
	保育実習Ⅲ（施設）		2	
	保育実習指導Ⅱ（保育所）		1	
保育実習指導Ⅲ（施設）		1		

(注) 保育士に関する科目は、卒業要件単位に算入しない。

※印の科目は、保育士養成課程履修者必修。

※「保育実習指導Ⅰ」「保育・教職実践演習」については、30時間の授業をもって1単位とする。